

議案第36号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	地方公務員の育児休業等に関する法律等関係法令の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号） ・地方公務員法（昭和25年法律第261号） <p>【改正内容】</p> <p>育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁里親に委託されている子等を加えることに伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>